

海洋投入処分を行う水底土砂等の判定基準値の見直し（案）に対する意見の募集について 環境省



環境省は、水底土砂等を海洋投入処分する際に当該土砂に含まれる 1,1-ジクロロエチレンの基準値を見直すため、「埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」を改正することを検討しており、それに伴い平成 26 年 3 月 24 日から平成 26 年 4 月 22 日までの期間、パブリックコメントを募集しました。

改定案では、判定基準省令で定められた 1,1-ジクロロエチレンの基準を以下のように改正することです。

別表第 1

23 1,1-ジクロロエチレン	(現行) 0.2mg/L 以下であること	(改正案) 1mg/L 以下であること
-----------------	----------------------	---------------------

別表第 2

14 廃酸又は廃アルカリ (国内において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第 5 の 14 の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業所において生じたものに限る。)	1,1-ジクロロエチレン	(現行) 0.2mg/L 以下であること
		(改正案) 1mg/L 以下であること

1,1-ジクロロエチレンは、平成 23 年 10 月に「排水基準を定める省令」が改正され、1,1-ジクロロエチレンの排水基準が見直されました。今回の海洋投入処分を行う水底土砂等についての判定基準値の見直しは、これを受けて行われるものです。

当社では、1,1-ジクロロエチレンを含む揮発性有機化合物の分析において長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 2014 年 3 月 24 日付 環境省ホームページ

測定技術箇所 野村咲子

